

参加表明に関する質問への回答

案件名称	中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2
回答掲載期間	令和 8 年 9 月 2 日（水）から

番号	質問	回答
質問①	中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託-2 につきまして質問がございます。 質問 1 対象資料：技術提案説明書 P.3 内容：【規定業務】に 1.橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験とございますが、実証実験とはどのようなものを行うのでしょうか。橋梁点検車を用いたライトアップ実験は実績として認められるのでしょうか。 質問 2 対象資料：技術提案説明書 P.3 内容：【規定業務】に 2.橋梁のライトアップの基本検討または基本設計とございますが、基本検討または基本設計とはどのような作業なのでしょうか。ライトアップの基本方針を決めるような作業は実績として認められるのでしょうか。 以上です。ご回答よろしくお願いします。	「橋梁のライトアップの実施に向けた実証実験」とは、橋梁ライトアップの本格実施に向け、実際の橋梁において照明設備等を用いて点灯・照射を行い、照明の見え方や演出効果、周辺環境への影響等を現地で検証する実験を想定しています。上記の趣旨に合致するものであれば、実績として認めます。 橋梁を対象としたライトアップの基本方針の検討業務であれば、対象となります。
質問②	対象資料：建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における技術提案書 P3 内容：「橋梁のライトアップの基本検討または基本設計」とは橋梁詳細設計業務における照明計画も該当しますでしょうか。 例えばデッキや歩道橋の設計業務で、最低限の照度確保のための照明計画だけでなく、演出的に照明を付加したりしているものは該当しますでしょうか。	「橋梁のライトアップの基本検討または基本設計」とは、橋梁ライトアップの本格実施に向け、対象橋梁の特性や周辺景観等を踏まえ、ライトアップの基本方針、演出方法、照明配置等について検討する業務を想定しています。照明計画について、最低限の照度確保を目的としたものではなく、橋梁の景観形成や演出を目的

	対象資料：建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における技術提案説明書 P14 内容：「橋梁のライトアップ演出に関するデザイン業務もしくはデザイン監修業務」とはライトアップシミュレーション検討およびデモ機による検証を行った業務も該当しますでしょうか。 例えば、橋梁関連事業における河川、橋梁に隣接する護岸、公園のライトアップ検討業務は該当しますでしょうか。	とした照明計画であれば実績として認めます。なお、橋梁には歩道橋を含みます。 「橋梁のライトアップ演出に関するデザイン業務もしくはデザイン監修業務」とは、橋梁のライトアップにおける演出方法やデザインについて、検討、提案、監修等を行う業務を想定しています。 ライトアップシミュレーションによる検討や、デモ機等を用いた検証についても、上記の業務の一環として実施したものであれば実績として認めます。 また、河川、護岸、公園等を対象としたライトアップ検討業務についても、橋梁を含むライトアップ演出について検討した業務であり、上記の趣旨に合致するものであれば実績として認めます。
--	---	---